

有料道路にかかる制度について

【提案先】 国土交通省

1. 提案内容

有料道路制度の新たな仕組みづくり

- 大規模修繕や更新等に加え、日常の維持管理についてもその費用の確保が課題となっている。高速道路にかかる道路整備特別措置法等の改正に引き続き、維持・更新費用の確保や交通流動を管理するための手段として、料金徴収の目的を幅広く捉える新たな仕組みの構築が必要
- 新たな仕組みの構築に向けて、料金徴収期間経過後も確実に維持修繕できるよう、全国で適用が3箇所と限定的である維持管理有料道路制度について、地方分権の観点から、地方が責任をもって、地方の実情に即した維持管理を行えるよう道路整備特別措置法第15条の適用要件の見直しや届出制への変更による制度緩和が必要

2. 提案の理由

- 高速道路については、平成23年度より社会資本整備審議会道路分科会 国土幹線道路部会で議論が進められ、それを受けて高速道路の橋・トンネル等の更新等にかかる料金制度の改正がされた。しかし、部会からは将来の維持管理負担のあり方として「償還満了後も維持管理負担を利用者に求め続けることも検討」とされたが、今回の法改正には反映されなかった。
また、全国的に財政状況が厳しく、市街地部においては慢性的な渋滞が発生していることなどを考慮すると、「道路無料公開の原則」の考え方から、税制度のあり方も含めて他の公共機関同様、公平に負担を求める新たな仕組みづくりが必要。
- 維持管理有料道路制度が適用された事例は全国3例と限定的である。また、地方分権の一環として平成23年の法改正により道路整備特別措置法第18条に基づく「有料道路管理者の行う道路の新設又は改築について」は条例に委任されている。これらのことから、新たな仕組みの構築に向けて、地方が責任を持って、地方の実情に即した維持管理を行えるよう、道路整備特別措置法第15条の適用要件の見直しや届出制への変更による制度緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)

有料道路制度の新たな仕組みづくり

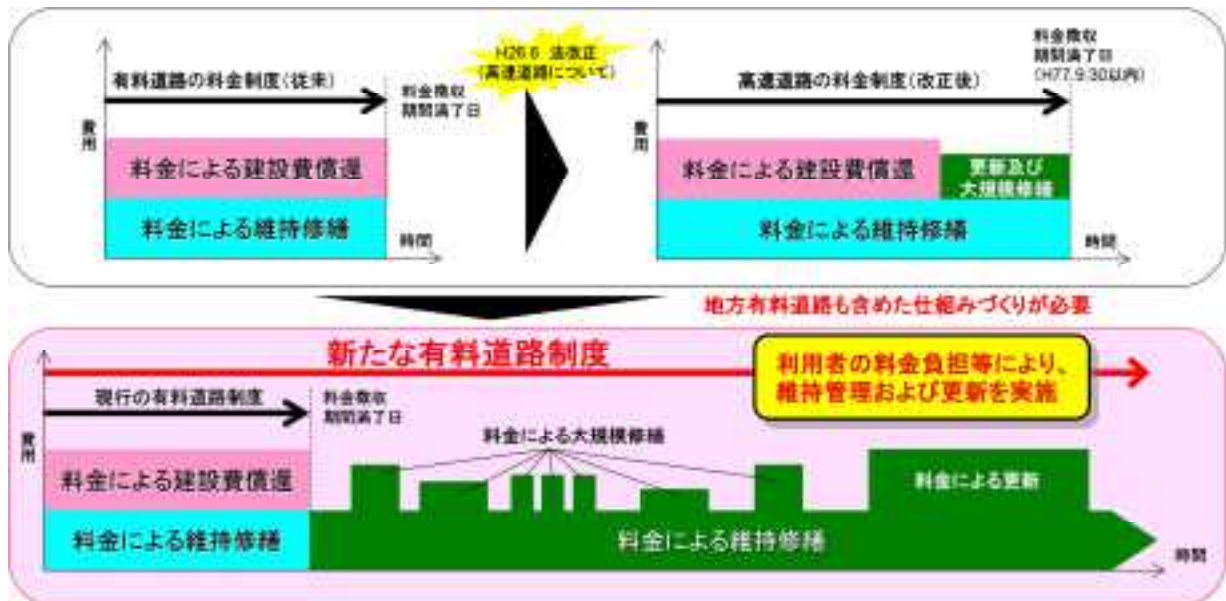
○料金を幅広く捉える新たな仕組み

高速道路の料金制度にかかる法改正に引き続き、更なる有料道路の料金制度の改正および料金徴収の目的を幅広く捉えた有料道路制度への早期の見直しが必要。

- ・経済の持ち直しが見られるものの、全国的に財政状況は厳しく、道路特定財源制度の廃止やエコカーの普及に伴う燃料税の減少等から、維持管理費や更新にかかる費用を確保することが困難となっている。また、世界的な動きとしては、ロードプライシングのように交通流動を管理する手段など、料金に新たな役割が与えられるようになってきている。
- ・本県では、有識者、公募委員および関係市で構成する検討会を設置し、料金徴収期間満了を迎える地方有料道路のあり方について、議論したところである。

《検討会の提言要旨》

『現行の有料道路制度は、主として整備目的の料金徴収のみを想定している。これからは、料金を徴収する目的を、施設の維持管理にかかる費用や更新費用はもとより、交通流動を管理するための手段として幅広く捉えた新たな仕組みが必要である。』



○道路整備特別措置法第15条の制度緩和

琵琶湖大橋を建設有料事業の償還後も地域の实情に応じ安定的に維持管理していくために法第15条の適用を求めており、地方が責任を持って維持管理を行えるよう、要件の見直しや届出制への変更による制度の緩和が必要。



琵琶湖大橋